



中部運輸局自動車交通部

令和7年9月4日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

宮川、磯野 TEL 052-952-8082

中部運輸局 愛知運輸支局 監査担当

豊田、前田 TEL 052-351-5313

貸切バス事業者に車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して車両使用停止等の処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：栄伸観光 株式会社

住所：愛知県稲沢市長束町観音寺田194番地

営業所：本社営業所（住所に同じ）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和7年9月4日

処分内容：①事業用自動車の車両使用停止 230日車

（2両×39日間、4両×38日間）

②文書警告

3. 監査端緒

法令違反が疑われる継続的な監視が必要な事業者であるため。

4. 主な違反内容及び違反条項

（1）運賃・料金の収受が不適切であった。

（道路運送法第9条の2第1項）

（2）運送引受書を交付していなかった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項）

（3）運送引受書の記載事項が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)

- (4) 点呼を実施していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)
- (5) 点呼の記録をしていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- (6) 運行指示書の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)
- (7) 乗務員等台帳を作成していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
- (8) 乗務員等台帳の記載事項等が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・ 当該行政処分により付された違反点数 23点
- ・ 当該事業者の累積違反点数 23点